

## 敦賀市建設工事における週休 2 日工事等の運用について

### 【目的】

建設業における働き方改革を進めるとともに、担い手確保を図るため、週休 2 日を試行する。

### 【対象工事】

下記以外の工事を対象とする

- ・ 随意契約
- ・ 緊急性の高い工事（災害に伴う緊急工事）
- ・ 現場作業日数が 5 日以下となる工事

### 【対象期間】

工事に着手した日から工事完成日までの期間

### 【現場閉所】

現場事務所での事務作業も含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。ただし、現場管理上必要な行為（巡回パトロール等）を行う場合を除く。

### 実施する週休 2 日（現場閉所）の種類

#### 完全週休 2 日工事

- ・ 土日の現場閉所実施を指定し発注
- ・ 労務費等について補正係数による割増単価で発注

#### 週休 2 日工事

- ・ 週休 2 日（毎週 2 日以上現場閉所）実施を指定し発注
- ・ 労務費等について補正係数による割増単価で発注
- ・ 完全週休二日工事のうち大きく現場条件に制約がある工事が対象

⇒ いずれも達成時には工事成績評定で加点

未達成の場合でも補正率分の減額のみでペナルティ（罰則）なし

### 実施にあたっての留意点

#### ○受注者及び発注者間で実施にあたっての疑問を極力無くしておく

- ・工期延期の可否（供用開始・地元約束や関連工事への影響等）
- ・現場閉所日に認められる行為
- ・現場閉所の確認方法（月報）
- ・対象外期間の決定方法（手続きや可否の判断方針）
- ・突発的事象（異常出水や法面崩壊等）が起きた場合の対応

#### ○協議事項は必ず工事打合せ簿等に記録

### 達成基準について

週休2日制が定着するまでの当面の措置として、達成基準を以下のとおり取り扱うこととします。

#### ○当面

工事期間内で現場閉所をおおよそ7割以上実施し、残りの週で、その代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。

なお、工事成績評定も同様とする。

※工事期間とは、準備、後片付けを除く現場における稼働期間をいう。

※完全週休2日工事の場合、土曜日又は日曜日の閉所が未実施である場合は、その週の「完全週休2日」は未実施となるが、他の週で代替日を設けた場合は、「週休2日」としては実施となる。

#### 【例】

工事期間：9月1日～12月4日（週数12週）の場合

達成基準 全体工期の約7割で週休2日を達成すること。

$12\text{週} \times 0.7 = 8.4\text{週} \approx 8\text{週}$ （四捨五入）

⇒ 8週以上週休2日が確保されていれば達成。

⇒ 未達成の週を4週以内に抑える必要あり。

☐ は現場閉所日

☒ は代替の現場閉所日

| (9月) |    |    |    |    |    |    | 実施 | (10月) |    |    |    |    |    |    | 実施 | (11月) |    |    |    |    |    |    | 実施 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 日    | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |    | 日     | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |    | 日     | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |    |
|      |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | -  |       |    |    |    |    |    |    |    | 1     | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | ○  |
| 6    | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | ○  | 4     | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | ×  | 8     | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | ×  |
| 13   | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | ○  | 11    | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | ×  | 15    | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | ○  |
| 20   | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | ○  | 18    | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | ○  | 22    | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | ○  |
| 27   | 28 | 29 | 30 | 1  | 2  | 3  | ×  | 25    | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | ○  | 29    | 30 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | -  |

上記の例では、1週当たり2日の現場閉所が4週未達成であるが、代替の現場閉所日が他の週で確保されているため、「達成」と見なす。

※週休0日の週があった場合も、その代替日2日を他の週で確保していれば達成とする。